

12 解体工事業新設に伴う経過措置について

建設業法の改正（平成28年6月1日施行）により、建設業許可に係る業種区分に解体工事業が新設されました。

解体工事業は、従来、とび・土工工事業に含まれていた工作物解体工事を独立させた業種であり、次のとおり経過措置があります。

(1) 平成28年6月1日時点で、とび・土工工事業の許可を受けている建設業者について

平成28年6月1日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、令和元年5月31日までは、解体工事業の許可を受けなくても、引き続き解体工事業を営むことが可能です。

(2) 解体工事業の許可の要件について

経営業務の管理責任者（法第7条第1号）

平成28年5月31日までのとび・土工工事業に係る経営業務の管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務の管理責任者の経験とみなされます。

専任の技術者（法第7条第2号）

平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の専任技術者の要件を満たしている者は、令和3年3月31日までの間は、解体工事業の専任技術者とみなされます。

令和3年4月1日以降は、「表2 専任技術者の要件」に該当する者のみが専任技術者となることができます。

13 解体工事に係る専任技術者の実務経験の取扱いについて

解体工事のうち、土木一式工事や建築一式工事で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事の経験は、解体工事の専任技術者となるための実務経験として取り扱います。

なお、解体工事業の許可業者でない者（解体工事業新設に伴う経過措置が適用されるとび・土工工事業の許可業者を除く。）が、専任技術者になろうとする者の実務経験を証明する場合には、被証明者が解体工事に従事したことを証明する確認資料を提示・提出する必要があります。

表11 経過措置により解体工事業の専任技術者とみなされる、とび・土工事業の専任技術者の資格等一覧表(資格・免許等及びコード番号)

資格区分及びコード番号	「技術検定」建設業法					「技術士試験」技術士法					「技能検定」(旧職業訓練法)職業能力開発促進法				民間資格	建設業法	その他									
	合格証明書					登録証					合格証書				認定証明書											
	一級建設機械施工技士		二級建設機械施工技士(第一種、第六種)		一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士	部門、「選択科目」(選択科目がある場合は、登録証の他に、選択科目が記載されている「合格証明書」を添付すること。)					検定職種 [等級区分が2級の場合は、合格後3年以上(平成15年度以前の合格者は1年以上)の実務経験]				地すべり防止工事士(登録後各工事に關し実務経験一年以上)	学歴+実務経験(特定は+指導監督的実務経験)	実務経験(特定は+指導監督的実務経験)	国土交通大臣認定等							
		種別		種別		建設・総合技術監理(建設)					型枠施工				ウエルポイント施工				コンクリート圧送施工				とび・とび工			
		土木		薬液注入		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)					森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)				水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)				農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)							
コード	1A	1B	1C	1D	1E	2A	2B	4A	4B	4C	4D	5A	6B	5B	7A	6C	6A	0A	0B	9A						
解体経過措置	3	3	2	2	3	2	2	2	2	3	3	3	3	1	3	3	3	3	3	3						

特定建設業の専任技術者の資格を有する者(法第15条2号イ)

一般建設業の専任技術者の資格を有する者(法第7条2号ハ)

(注)特定建設業の専任技術者の資格を有する者は、一般建設業の専任技術者の資格を有する。

1 等級区分が2級の同一人物を、令和3年4月1日以降も専任技術者とする場合は、令和3年3月31日までに解体工事の実務経験3年の証明により有資格区分の変更をすることが必要です。なお、等級区分が1級の者は、経過措置ではなく、正式な解体工事の技術者としてすることができます。

2 同一人物を、令和3年4月1日以降も専任技術者とする場合は、令和3年3月31日までに解体工事の実務経験1年の証明又は登録解体工事講習修了証により有資格区分の変更をすることが必要です。

3 令和3年4月1日以降は、同一人物を当該資格のまま専任技術者としてすることができません。したがって、令和3年3月31日までに要件を満たす技術者への変更が必要です。